

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の
一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>○ これは NTT 東西に関してのみ関わるものなのであろうか。であれば PHS に関する記述の削除は適切と考える。(もし他社まで含めるものである場合は、依然として PHS に関する記述は必要であると考ええる。)</p> <p>それ以外の点については特に問題になる改正は無いように思われた。</p> <p>【個人】</p>	<p>○ PHSの基地局までの伝送路に用いられる基地局設備用端末回線伝送機能については、今後電気通信事業者が利用する予定がないことを確認しており、記述を削除したものです。</p>	なし